

住民福祉審議会条例の改正について

<主な改正内容>

- 会議名を「地域福祉審議会」に変更　〔第1条〕
- 所掌事務を変更　〔第2条〕
- 委員定数を変更（20人⇒15人）　〔第3条第1項〕
- 委員要件を変更　〔第3条第2項〕
- 委員の任期を変更（2年⇒3年以内）　〔第3条第3項〕

※条例改正案は9月議会で議決済み　➡　令和6年12月15日（次回改選時）から施行

<新旧対照表>

改　　正　　案	現　　　　　　　　行
<u>島本町地域福祉審議会条例</u> （設置） 第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき<u>島本町地域福祉審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条　審議会は、町長の諮問に応じて、<u>地域福祉計画及びその他の関連計画</u>に関する事項について調査審議し、意見を具申するものとする。 2　審議会は、前項の規定にかかわらず<u>地域福祉施策及びその他の関連施策</u>に関し、必要に応じて、町長に意見を述べることができる。 （委員） 第3条　審議会は、委員<u>15人以内をもって</u>組織する。 2　委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。 （1）学識経験のある者 <u>（2）関係行政機関の職員</u> <u>（3）町の関係団体が推薦する者</u> <u>（4）その他町長が必要と認める者</u> 3　委員の任期は<u>3年以内</u>とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	<u>島本町住民福祉審議会条例</u> （設置） 第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき<u>島本町住民福祉審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条　審議会は、町長の諮問に応じて、<u>住民福祉</u>に関する事項について調査審議し、意見を具申するものとする。 2　審議会は、前項の規定にかかわらず<u>住民福祉</u>に関し、必要に応じて、町長に意見を述べることができる。 （委員） 第3条　審議会は、委員<u>20人以内をもって</u>組織する。 2　委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。 （1）学識経験のある者 3　委員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。